

2017年4月26日

各位



『民間事業者の質を高める』
一般社団法人全国介護事業者協議会
理事長 佐藤 優治

厚生労働省「平成28年度老人保健健康増進等事業」成果物

『地域を支える介護事業者とは－生活支援・介護予防サービス創出の手引き－』の作成・公表について

一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会（略称：民介協 理事長 佐藤 優治、東京都千代田区内神田2丁目5番3号 児谷ビル3階）は、厚生労働省「平成28年度老人保健健康増進等事業」補助金を活用し、『地域を支える介護事業者とは－生活支援・介護予防サービス創出の手引き－』（以下、本手引き）を作成・公表いたしましたので、お知らせいたします。

本年4月より全国の市区町村において、「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まるなど、高齢者の地域生活を支える生活支援や介護予防の重要性がますます高まっています。

しかしながら、生活支援等サービスを提供する社会資源の少なさなどの要因から、自治体ごとの特色を出した取組みが行いづらい状況にあります。

そこで当協議会では、日頃から住民に寄り添ったケアを提供し、地域の課題に精通した在宅介護事業者による生活支援等サービスの創出・提供を促進すべく本手引きを作成いたしました。本手引きは、介護事業者へのアンケート調査や生活支援等サービスに取り組む先進的な事業者へのヒアリングなどを踏まえ、介護現場での活用を念頭に置いたサービス創出マニュアル(Q&A形式)を中心に構成いたしました。また、昨年度末に全国の市区町村や地域包括支援センター、介護事業者へ配布し、現在、各地域の総合事業の現場でご活用をいただいております。

■『地域を支える介護事業者とは－生活支援・介護予防サービス創出の手引き－』の作成・公表について

1. 冊子名称

- ・ 『地域を支える介護事業者とは－生活支援・介護予防サービス創出の手引き－』

2. 内容（3～5ページ参照）

- (1) 生活支援等サービスの創出に取り組む自治体と介護事業者との座談会
- (2) 生活支援等サービス創出の手引き（創出マニュアル・Q&A形式で整理）
- (3) 生活支援等サービスの創出促進に向けた政策提言
- (4) 東北福祉大小笠原浩一教授（有識者検討委員会 委員長）による生活支援等サービスの持つ介護経営上のメリットに関する解説（寄稿）など

3. 普及啓発の方法

- ・ 3,000部印刷し、全国の地区町村（総合事業担当部署）、地域包括支援センター、介護事業

者へ配布。

- ・ 全国3都市（仙台市、千代田区、大阪市）で講演会を実施。

4. 本冊子の作成団体

- ・ 一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会（略称：民介協）は、在宅介護サービス事業者の全国団体であり、平成28年12月末時点で600社を超える介護事業者が加盟しています。
- ・ 2002年の団体設立以来、「介護サービスの質を高める」「介護が必要な方の地域での生活を支える」という使命のもと、全国8ブロックでの研修会の開催、厚生労働省をはじめとする関係機関への政策提言や要望書の提出、介護の質の向上に向けた調査研究などを実施しています。

5. 本件に関するお問い合わせ先

- ・ 民介協事務局（TEL：03-5289-4381 / 電子メール：info@minkaikyo.info）

以 上

『地域を支える介護事業者とは－生活支援・介護予防サービス創出の手引き－』 冊子概略

事業内容

- ① 後述の各種調査や試行事業を通じ、地域の介護事業所の専門職が住民と協働して生活支援等のサービスを創出する際の課題を整理する。
- ② ①で抽出・整理した課題に対応し、介護事業所と地域社会との協働によるサービスの創出を図るためのマニュアル『地域を支える介護事業者とは－生活支援・介護予防サービス創出の手引き－』を作成する。
- ③ 作成した手引きについて全国の自治体や地域包括支援センター、介護事業者への配布、成果報告会の開催を通じて普及・啓発を図る。

事業概要

1. 全国の介護事業者に対するアンケート調査

- ・介護事業者の専門職と地域住民との協働による生活支援や介護予防等のサービス創出の現状および課題等を把握することを目的として、当協議会の会員事業者や全国の在宅介護事業者を対象にアンケート調査を実施した（調査票2,000件配布・回収率11.7%）。

2. 介護事業者・自治体を対象とするヒアリング調査（先進事例調査）

- ・手引き作成のための基礎情報を収集することを目的として、①生活支援・介護予防サービス創出に取り組んでいる介護事業者等、②介護事業者と連携した生活支援・介護予防サービスの創出に積極的に取り組む自治体に対してヒアリングを実施した。

3. 生活支援等サービス創出に関する試行事業の実施

- ・専門職と地域住民との協働の場づくりのあり方や具体的な協働の方法、住民ニーズを具体的なサービスへつなげるための方法を検討することを目的に、都市部および地方部で「地域住民と専門職人材との協働によるサービス創出」に関する試行事業を実施した。

4. 有識者検討委員会の開催

- ・成果物の内容に対する助言などを通じて事業全体の質の向上を図るため、学識経験者、介護事業者などから構成される検討委員会を組成した。
- ・検討委員会の委員長は東北福祉大学小笠原浩一教授、当協議会側のプロジェクトリーダーは、渡邊智仁理事（ぱんぷきん株式会社 代表取締役）が担当した。

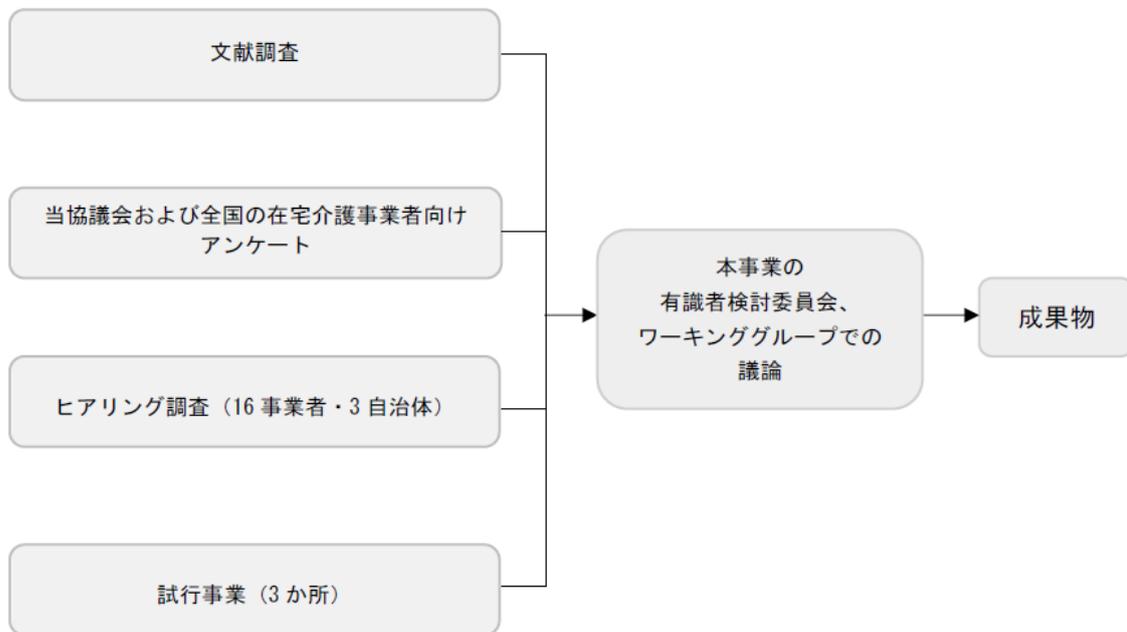
5. 成果物の作成

- 本事業の成果を取りまとめ、成果物（『地域を支える介護事業者とは－生活支援・介護予防サービス創出の手引き－』）を作成した。

6. 成果の普及

- 完成した成果物は、全国の自治体や当協議会の会員事業者等へ配布した。
- 成果の普及啓発を目的とする報告会を3回（仙台・東京・大阪）開催した。

図表：手引き作成の流れ



手引きの内容

1. 本手引きのコンセプト

■生活支援・介護予防サービスの様々な取り組み事例に関する情報提供

介護事業者の経営者や事業所管理者に対して、生活支援・介護予防サービスの内容や課題、様々な法人の取り組み事例、サービスに取り組むことで得られる成果などを理解してもらうことを意識し、基本的な情報を整理した。

■生活支援・介護予防サービスの創出を考えるヒントとなる情報を提示

生活支援・介護予防サービスにこれから取り組むことを検討している介護事業者が取り組みの第一歩を考えるためのヒントとなる情報を掲載した。特に、在宅介護事業者の大半を占める中小規模の事業者における活用を念頭に置き、実際に中小事業者により行われている取り組み事例などを紹介した。

2. 本手引きの内容（抜粋）

（1）生活支援等サービス創出マニュアル（Q&A）

- 生活支援等サービスの創出マニュアルをQ&A形式で整理した。

図表：本手引き内マニュアル部分の内容

テーマ	トピック（問）
SECTION1 生活支援・介護予防サービスに取り組む意義	Q1 介護事業者による生活支援・介護予防サービスへの取り組みの社会的な意義はどのようなものでしょうか？
	Q2 生活支援・介護予防サービスに取り組むことで、介護事業者にとってどのような経営上のメリットがあるのでしょうか？
SECTION2 事業の選定	Q3 生活支援・介護予防サービスに該当するサービス・事業にはどのようなものがあるのでしょうか？
	Q4 どのような点を重視して自法人が取り組む生活支援・介護予防サービスを選定すればよいのでしょうか？
	Q5 地域の課題をどのように収集し、生活支援・介護予防サービスに織り込めばよいのでしょうか？
SECTION3 事業戦略の検討	Q6 生活支援・介護予防サービスと介護保険サービスの事業モデルにはどのような違いがあるのでしょうか？
	Q7 生活支援・介護予防サービスの企画から提供開始までの具体的な流れはどのようなものなのでしょうか？
	Q8 生活支援・介護予防サービスの創出および提供段階においてどのような課題が発生するのでしょうか？
SECTION4 地域の関係機関・団体との連携	Q9 生活支援・介護予防サービスにおいて地域の関係機関・団体と連携することでどのようなメリットがあるのでしょうか？
	Q10 生活支援・介護予防サービスにおいて連携が想定される地域の関係機関・団体にはどのようなものがあるのでしょうか？
	Q11 地域関係機関・団体との連携を円滑に進めるためにどのような点に留意すればよいのでしょうか？
	Q12 生活支援・介護予防サービスに関して地域の住民との連携・協働を進めるための方法にはどのようなものがあるのでしょうか？
	Q13 生活支援・介護予防サービスに関して自治体との協力関係を構築するためにどのような点に留意すればよいのでしょうか？
SECTION5 組織体制の整備	Q14 生活支援・介護予防サービスへ取り組む組織体制を構築する上で、どのような点に留意すればよいのでしょうか？
	Q15 生活支援・介護予防サービスへの取り組みは、法人の組織に対してどのような影響を与えるのでしょうか？

(2) 政策提言

①介護事業者に対する提言（生活支援等サービスの介護経営上のメリット）

- 生活支援等サービスに関する取り組みを対外的に発信することにより、行政や他法人の居宅介護支援事業所などからの信頼獲得や地域におけるブランドの確立につながる。【信頼獲得・地域でのブランドの構築】
- 生活支援等サービスを行うことで、地域の様々な高齢者と接点を持つことが可能となる。仮にそうした高齢者が要介護状態となった場合、介護が必要になる前の生活状況を理解した、より質の高いケアの提供が可能になる。【生活歴を理解した質の高いケアの提供】
- 生活支援等サービスの創出・運営においては、地域の多様な主体と連携を行うことが求められる。その結果、新たな事業アイデアや知識獲得につながる外部ネットワークの広がりが期待される。【外部ネットワークの拡大】
- 職員を生活支援等サービスへ関与する仕組みを設けることで、介護保険制度の枠内だけで支援の在り方を考えていた当該職員の視野や思考の幅が拡大する。【職員の視野の拡大】
- 法人における幅広い事業への取り組みを発信することで、現状に問題意識を抱えている地域の専門職などを採用面等で引き付ける効果が期待される。【人材確保への貢献】

②地域の専門職に対する提言

- 生活支援等サービスを通じて地域へ関わることで、異業種の人材や地域住民との協働の機会が得られる。また、異なる価値観や専門職に対するニーズや期待感、これまで気が付いていなかった地域課題などに触れることが可能となる。
- 加えて、社会資源として活用可能な団体などの情報も得られる可能性がある。その結果、自身の専門性が持つ社会的な意義や価値の再認識、自身の視野や支援スキルの幅の拡大など、人材としての成長が促進される。

③行政に対する提言

- 行政と民間介護事業者が共に「地域の困り事の解決に向けて活用可能な資源を最大限に活用する」という視点に立ち、サービス創出ノウハウや人的資源を有する民間事業者と行政が連携して住みよい地域づくりに向けた取り組みを全国で推進していくことが求められる。
- （総合事業などのために）自治体で地域の社会資源の分析を行う際には、NPO 法人などの団体だけでなく、潜在的なキーパーソンの担い手を含む地域の互助活動のリーダー人材の探索・発掘も行うことが重要である。
- 我々民間事業者でも、社会福祉に関する知見を活用し、自治体と連携して法人内外のキーパーソン人材の育成や発掘等に貢献していく。

以上